

平成30年11月 公表  
令和6年3月 改訂

## 公的研究費 不正防止の基本方針

文部科学省、経済産業省などが制定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」および「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に鑑み、キヤノン株式会社(以下、「当社」といいます)における公的研究費に関する不正防止の基本方針を以下に記します。

### 1. 責任体系の明確化

公的研究費の運営・管理を適正に行うために以下のとおり責任者を定める。

#### ① 最高管理責任者

当社を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として、代表取締役社長がその任にあたる。

#### ② 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、研究実施部門の本部長がその任にあたる。

#### ③ コンプライアンス推進責任者

統括管理責任者の指示の下、研究実施部門における公的研究費の運営・管理を実施する者として、研究実施部門の所長相当職がその任にあたる。

### 2. ルールの明確化・統一化

公的研究費に関する統一的な事務処理手続に関するルールを定め、公的研究費の運営・管理に関わる全構成員(研究者、事務担当者、管理者)にこれを周知する。

### 3. 関係者の意識向上

公的研究費の運営・管理および研究開発活動に関わる構成員に対して、公的研究費の受領・使用にあたっての運用ルールや手続き、不正防止の仕組みなどの周知を目的としたコンプライ

アンス教育を実施するとともに、不正を起こさせない組織風土の形成のために継続的な啓発活動を実施する。

#### 4. 不正防止計画の策定と実施

公的研究費の不正使用を未然に防止するために不正防止計画を策定し、実施する。

#### 5. 通報窓口

(1) 公的研究費の不正使用および研究不正行為に関する通報を社内外から受け付ける窓口を設ける。

(2) 公的研究費の不正使用や研究不正行為の可能性のある通報については、事実関係の調査を実施する。調査した結果、不正使用や不正行為が認められた場合は、その是正および再発防止に取り組む。

#### 6. モニタリング

公的研究費を適正に執行するために、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者を中心にモニタリングを実施する。具体的には、発注・検収・支払等の実施状況および会計書類を確認し、物品の実査等を行う。

以上